

第1回佐久市男女共同参画審議会次第

日時 平成28年5月26日(木)
午後1時15分～3時40分
場所 佐久情報センター 大会議室

1 開 会

【委嘱書交付】

2 市長あいさつ

3 自己紹介

4 正副会長選出

5 会長あいさつ

6 会議事項

(1) 平成27年度男女共同参画推進に関する施策の実施状況の報告について

(2) 平成28年度男女共同参画推進に関する施策の事業計画について

(3) 「第3次男女共同参画プラン」策定に向けた予定について

7 その他

8 閉 会

佐久市男女共同参画審議会委員名簿

(任期:平成28年5月20日～平成30年5月19日)

氏 名	住 所	所 属	選出状況
あきおか とくこう 浅岡 徳光	佐久市	小林寺 住職	継続
いしい みよこ 石井 美代子	佐久市	元保育園長	継続
いしやま みちひろ 石山 道泰	佐久市	佐久市区長会副会長	継続
うえはら よりこ 上原 より子	佐久市	公募委員 (パートナーシップ佐久)	新規
おくむら しげこ 奥村 繁子	佐久市	パートナーシップ佐久 (佐久市社会教育委員)	新規
こばやし やよえ 小林 八代枝	佐久市	佐久市農業委員	継続
ききき ともこ 佐々木 知子	佐久市	パートナーシップ佐久	継続
すずき しょうこ 鈴木 祥子	佐久市	佐久市教育委員	新規
すだ やすひと 須田 泰仁	佐久市	佐久市男女共生ネットワーク	新規
たかはし たけひこ 高橋 武彦	佐久市	元長野県男女参画コミュニケーター	継続
なかむら なおこ 中村 直子	佐久市	佐久商工会議所女性会副会長	継続
はんだ ゆうじ 半田 勇二	佐久市	公募委員 (元市総合計画審議会公募委員)	新規
やなぎさわ ほつみ 柳澤 初美	佐久市	公募委員 (元長野県職員)	新規
やまぎわ たかひろ 山際 隆浩	佐久市	司法書士会佐久支部	新規
ゆい きちえ 油井 佐智枝	佐久市	佐久人権擁護委員協議会	新規
15人中 男性6人 女性9人			
(要綱3条3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の4/10未満にならないようにする 15人×0.4=6)			

平成27年度 男女共同参画推進に関する施策の事業報告

1 男女共同参画推進事業

(1) 男女共同参画意識の啓発

ア 講演会等の開催

「人権・男女共生フェスティバル」

平成28年1月31日(日) 佐久大学

参加者 630名

講演会 演題「夢と絆」

(人数男女比6:4)

講師 蓮池 薫氏

- ・講演会についてのアンケート調査 回収率 44.3%

イ 男女共生朗読劇「モモタロー・ノー・リターン」

固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発

「人権・男女共生フェスティバル」アトラクションにて

「市行政関係者等との懇談会」にて

ウ 啓発資料配布等

- ・佐久市ホームページによる広報・啓発活動
- ・リーフレットの配布「すべての人が輝くために」
人権同和教育講座（浅間・野沢・望月地区）、企業人権同和教育推進連絡協議会総会において
- ・チラシに～あなたへのメッセージ～条例施行について掲載
人権同和教育講座（浅間・野沢・望月地区）、市民フォーラム
- ・FMさくだいら 年2回出演
女性リーダー養成研修会参加者募集の際、男女共同参画意識づくり啓発
人権・男女共生フェスティバル開催広報

エ 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」結果報告

市ホームページにおいて公表

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

ア 国・県・男女共同参画センター等が開催する研修会、講座への参加

《国等主催事業》

- 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議：6月24日(水)
地域力×女性力＝無限大の未来 東京国際フォーラム 16名
基調講演 演題：「アベノミクスにおける地方創生と女性の活躍」
講師 伊藤 元重氏（東京大学大学院経済学研究科教授）
- 男女共同参画推進フォーラム：8月20日(木) 埼玉県 国際女性教育会館
～一人ひとりの活躍が社会を創る～ 22名

特別講演 演題：「超成熟社会の鍵は“女性”」

講師：林 文子 横浜市長

- 日本女性会議 2015 倉敷：10月9日（金）10日（土）岡山県倉敷市 14名
「思いやり 男女（ひと）が集う 白壁のまち」
～ライフステージとそれぞれの共同参画～

《県男女共同参画センター主催事業》

- 男女共同参画フォーラム：7月11日（土）岡谷あいとびあ 16名
講演「多様な人々の視点で災害に強い地域づくりを」
講師 池田 恵子さん（静岡大学教授）

《男女共同参画推進県民会議・長野県主催》

- 男女共同参画推進県民大会・女性の活躍推進フォーラム 19名
11月7日（土）小諸市文化センター
講演「笑って考えるワーク・ライフ・バランス」
講師 瀬地山 角さん（東京大学大学院教授）

《佐久市男女共同参画研修参加報告のまとめ》

- 冊子を作成し、ネットワーク加入団体へ配布

イ 人材育成 女性リーダー養成研修会の開催

- 宿泊研修 一泊二日：6月27日（土）28日（日）もちづき荘 18名
内容 （市長講話、教育長講話、行政一般、「佐久の先人 丸岡秀子」）
- 市議会の傍聴（9月議会 一般質問）（9月9日～11日うち1日） 13名
- 県外研修「国立女性教育会館」（専門講師による講義と施設見学） 12名
- 市政を学ぶ会：平成28年2月18日（木） 15名
- 2年目生対象 市内施設見学：10月16日（金） 4名

旧中込学校・龍岡城五稜郭・川村吾蔵記念館ほか健康長寿食ぴんころ御膳試食
《女性リーダー養成研修の記録》

- 冊子を作成し、研修生に配布

（3）政策・施策等決定過程への女性の参画の促進

ア 各種審議会・委員会等への女性の参画の状況調査

	H24	H25	H26	H27
審議会・委員会総数	37	44	40	40
女性委員を含む審議会・委員会数	34	39	36	37
女性委員を含む審議会・委員会の比率（%）	91.9	88.6	90	92.5
委員総数(人)	564	654	558	569
女性委員数(人)	111	134	126	128

女性委員の比率 (%)	19.7	20.5	22.6	22.5
-------------	------	------	------	------

イ 佐久市男女共同参画審議会 開催

第1回	5月21日(木)	第2次プランの進捗状況
第2回	7月10日(金)	市民意識調査の内容検討
第3回	12月16日(水)	事業者表彰市長から諮問 表彰事業者の審査
	12月22日(火)	事業者表彰答申
第4回	2月22日(月)	市民意識調査の結果報告 第3次プランの方向性等の、今後の スケジュールについて 委員の公募について

(4) 男女が共に参画できる地域社会づくりの促進

ア 女性団体やグループの交流の場や機会の充実

女性団体の活動支援

○ 佐久市男女共生ネットワークの事業

- ・ 総会行事 講演会：5月25日佐久平交流センター 76名(女69名・男7名)
演題：「森が伝えてくれたこと」
講師：NPO法人生物多様性研究所あーすわーむ
研究員・森林セラピスト 池田 雅子さん
- ・ 生活・福祉部会事業「はつらつ健康講座」：9月3日(木)市民創錬センター
演題：「美しい姿勢で10歳若返りませんか？」 92名(女86名・男6名)
講師：レクリエーション・コーディネーター 大塚 寛美さん
- ・ 教養部会事業 市民フォーラム：11月29日(日)野沢会館 106名
演題『大切な人が病気になった時、あなたは…』 (女78名・男28名)
～寄り添うために知っておきたいこと～
講師：佐久総合病院 地域医療部 地域ケア課医長 荻原 奈緒さん
- ・ 佐久市男女共生ネットワークだよりの発行 年1回(3月)
- ・ 男女共同参画啓発・団体活動まとめ等のパネル制作と展示
総会、市民フォーラム、人権・男女共生フェスティバル、市政を学ぶ会
- ・ 理事会、団体長会議の開催
理事会 : 4月20日
団体長会議：4月20日、6月9日、7月29日、10月14日、12月8日、
3月16日、部会打合せは随時

○ パートナーシップ佐久の事業

- ・ 総会行事 講演会：4月18日佐久ホテル
演題：「子どもとメディア」
講師：学校教育課 主管指導主事 松島 恒志氏
- ・ まちづくり学習会：7月9日（木）佐久平交流センター 35名
演題：「誰でも気軽に立ち寄れる 地域の縁側」
講師：佐久の縁が和（輪）ぼっこ 湯浅道夫氏・御代田町社協山田氏
- ・ 環境学習会 「水源地巡り」：11月9日（月） 18名
講師：佐久水道企業団
- ・ 国際教育学習会：10月18日（日）市民創錬センター 26名
演題：「子どものネット犯罪について」
講師：学校教育課 主管指導主事 松島 ^{つねし}恒志氏
- ・ ぼかし作りと講習：9月15日（火）
- ・ 災害支援活動：震災支援品販売：11月7日（土）
- ・ パートナーシップ佐久だよりの発行 年2回〔7月、1月〕
- ・ 女性リーダー養成研修会への参加協力 3回
- ・ 運営委員会の開催：5月14日、6月3日、8月10日、9月15日、
12月17日、2月21日、三役会・係会は随時

○ 女性リーダー養成研修会と男女共生ネットワークとの合同開催による事業

- ・ 「市政を学ぶ会」：平成28年2月18日（木）市民創錬センター 108名
市長講話 「これからの佐久市」
市民課・広報情報課職員より 「マイナンバーとの付き合い方」

(5) 男女共同参画推進事業者表彰

ア 事業者の公募

○ 募集 10月1日～31日

- ・ 広報さく・市ホームページ掲載、
商工会議所・3商工会（約200社）広報またはホームページ掲載

イ 表彰事業者選考の諮問・答申

- ・ 諮問：12月16日 応募4事業者の選考について市から諮問を受ける
(第3回審議会)
- ・ 答申：12月22日 4事業者全てが表彰することが適当であると答申

ウ 表彰事業者の決定

審査・決定 12月16日（第3回審議会）

エ 表彰式の開催

28年1月31日（日）会場：佐久大学

「人権・男女共生フェスティバル」において

○表彰：4 事業者 株式会社パスカル、池田建設株式会社、
浅間ピストン株式会社、高電工業株式会社

取組発表：高電工業株式会社

オ 表彰事業者の広報

○ホームページで取組内容掲載

(6) 「第3次佐久市男女共同参画プラン」策定に向け市民意識調査の実施について

ア 調査内容検討（第2回審議会）

- ・ 審議後に事務局において意見に基づき修正し決定

イ 男女共同参画社会に関する市民意識調査の実施（11月1日～30日）

- ・ 18歳以上の市民男女1,000人を対象に全20問
- ・ 回収率64%

ウ 調査結果報告（第4回審議会）

- ・ 報告書を製本し、4月に関係者に配付

平成28年度 男女共同参画推進に関する施策の事業計画

1 男女共同参画推進事業

(1) 男女共同参画意識の啓発

ア 講演会等の開催

「人権・男女共生フェスティバル」

平成28年11月23日（水・祝） 交流文化館浅科

講演会 演題「 未定 」 講師 未定

イ 男女共生朗読劇「モモタロー・ノー・リターン」

「市民フォーラム」、「人権・男女共生フェスティバル」にて

固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識づくり

ウ 啓発資料配布等

- ・佐久市ホームページによる広報・啓発活動
- ・リーフレットの配布
人権同和教育講座（中込・東・臼田・浅科地区）、企業人権同和教育推進連絡協議会総会において
- ・チラシに～あなたへのメッセージ～条例施行について掲載
人権同和教育講座（中込・東・臼田・浅科地区）、市民フォーラム、人権・男女共生フェスティバル
- ・FMさくだいら 年2回出演
女性リーダー養成研修会参加者募集の際、男女共同参画意識づくり啓発
人権・男女共生フェスティバル開催広報

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

ア 国・県・男女共同参画センター等が開催する研修会、講座への参加

《国等主催事業》

- 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 内閣府主催：6月27日（月）
「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」東京国際フォーラム
基調講演 演題：「 未定 」
講師 村木 厚子氏
（厚生労働省4人目の元女性局長・25年7月～27年9月まで厚生労働事務次官）
- 男女共同参画推進フォーラム 国立女性教育会館主催：
8月26日（金）埼玉県 国際女性教育会館
- 日本女性会議2016 秋田 日本女性会議実行委員会・秋田市主催：
10月28日（金）29日（土）秋田市
「みつめて みとめて あなたと私 ～多様性（ダイバーシティ）～とは」

《県等主催事業》

- 男女共同参画フォーラム 男女共同参画センター主催：
7月9日（土）岡谷市あいとぴあ
- 男女共同参画推進県民大会 男女共同参画推進県民会議・長野県主催：
11月26日（土）岡谷市あいとぴあ

《佐久市男女共同参画研修参加報告のまとめ》

- 冊子を作成し、ネットワーク加入団体へ配布

イ 人材育成 女性リーダー養成研修会の開催

- 宿泊研修 一泊二日：6月18日（土）19日（日）ゆざわ荘
内容 （市長講話、教育長講話、行政一般（高齢者福祉課）、「男女共同参画のあゆみと現状、今後（仮称）」森林セラピー、DVD視聴
- 市議会の傍聴（9月議会 一般質問）
- 県外研修「国立女性教育会館」（専門講師による講義と施設見学）
- 市政を学ぶ会：平成29年1月16日（月）
- 2年目生対象 市内施設見学：10月頃

《女性リーダー養成研修の記録》

- 冊子を作成し、研修生に配布

（3）政策・施策等決定過程への女性の参画の促進

ア 各種審議会・委員会等への女性の参画の状況調査

イ 佐久市男女共同参画審議会 開催

第1回	5月26日	第2次プランの進捗状況報告 第3次プランの方向性について
第2回	8月中旬	第3次プラン諮問、素案の提示・検討
第3回	10月下旬	第3次プラン案の検討
第4回	11月中旬	第3次プランの決定 表彰事業者諮問、審査
会長	12月中旬	第3次プランの答申 表彰事業者の答申

（4）男女が共に参画できる地域社会づくりの促進

ア 女性団体やグループの交流の場や機会の充実

女性団体の活動支援

- 佐久市男女共生ネットワークの事業
 - ・ 総会行事 講演会：5月23日（月）市民創錬センター

演題：「看護の歩み」～いきいき頑張る女性が地域を明るくする～

講師：佐久大学 学長 堀内 ふき先生

- ・ 生活・福祉部会事業「はつらつ健康講座」：7月22日（金）交流文化館浅科

演題：「心の疲れをス～ッと消す方法」

講師：真織 由季 ストレスケア・カウンセラー（元宝塚歌劇団員）

- ・ 教養部会事業 市民フォーラム：9月25日（日）あいとぴあ臼田

演題『 未定 』 講師： 未定

- ・ 佐久市男女共生ネットワークだよりの発行 年1回（3月）

- ・ 男女共同参画啓発・団体活動まとめ等のパネル制作と展示

総会、市民フォーラム、人権・男女共生フェスティバル、市政を学ぶ会

- ・ 理事会、団体長会議の開催

団体長会議は年6回、理事会・部会打合せは随時

○ パートナーシップ佐久の事業

- ・ まちづくり学習会 6月

- ・ 環境学習会 8月

- ・ 国際教育学習会 10月

- ・ ぼかし作りと講習

- ・ 災害支援募金活動 11月

- ・ パートナーシップ佐久だよりの発行 年3回

- ・ 三役会、運営委員会の開催

運営委員会は年6回、三役会・係会は随時

○ 女性リーダー養成研修会と男女共生ネットワークとの合同開催による事業

- ・ 「市政を学ぶ会」：平成29年1月16日（月）

市長講話 「これからの佐久市」

(5) 男女共同参画推進事業者表彰

ア 事業者の公募

○ 募集 10月中

- ・ 広報さく・市ホームページ掲載、

商工会議所・3商工会（約200社）広報またはホームページ掲載

イ 表彰事業者選考の諮問・答申

- ・ 諮問：11月（第3回審議会）

- ・ 答申：12月

ウ 表彰事業者の決定（1月上旬予定）

審査・決定 11月（第3回審議会）

エ 表彰式の開催 29年1月末頃 会場未定

○表彰、取組発表

オ 表彰事業者の広報

○ホームページで取組内容掲載

(6) 「第3次佐久市男女共同参画プラン」策定スケジュールについて
策定スケジュール 【P10 参照】

(7) 「第3次佐久市男女共同参画プラン」冊子製本配布について

ア 冊子を審議会委員・女性団体等に配布

イ ダイジェスト版を各戸に配布

今年度の審議会開催予定

第1回	5月26日	第2次プランの進捗状況報告 第3次プランの方向性について
第2回	8月下旬	第3次プラン諮問、素案の提示・検討、
第3回	10月下旬	第3次プラン案の検討
第4回	11月中旬	第3次プランの決定 表彰事業者諮問、審査
会長	12月中旬	第3次プランの答申 表彰事業者の答申

男女共同参画プラン策定・事業者表彰ロードマップ

項目	平成28年度																																									
	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月								
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下									
男女共同参画プラン策定	各課へ依頼 ・第2次プランの進捗状況 ・H28年度事業計画			● 施策等の骨格・方向性の作成	意見募集			各課へ依頼 ・第3次プラン、達成数値目標、(素案)施策等の内容確認、修正			● 男女共同参画推進会議第1回幹事会 ・第3次プラン(素案)を提示	● 男女共同参画推進会議第1回委員会 ・第3次プラン(素案)を提示	意見募集			● 男女共同参画推進会議第2回幹事会	● 男女共同参画推進会議第2回委員会																業者へ印刷依頼			● 納品						
男女共同参画審議会				● 委員の委嘱 ・平成27年度の進捗状況報告 ・平成28年度事業予定について				● 理事者レク				● 理事者レク	● 男女共同参画プラン(素案)の提示・検討 ・第3次プランについて 市長より審議会長に諮問			● 理事者レク				● 男女共同参画プラン案の検討				● 男女共同参画プラン 最終決定 市長より審議会長に諮問				● 男女共同参画プラン・答申	● 事業者表彰 答申													
事業者表彰																																					● 表彰式実施(イオンモール等) ・表彰事業者の事業取組発表 ・表彰事業者の取組内容のパネル展示			表彰事業者取組内容 広報		

男女共同参画プラン期間内の達成目標中間報告(平成27年度)

	具体的施策	指標名	H25年度	H26年度	H27年度	目標値 (平成28年度)	担当課名
第1節 男女共同参画意識づくり	1-(1) 意識改革のための啓発活動の充実	「男女共同参画社会」の用語の周知度(知っている)	34.2% (平成22年度市民意識調査)	34.2% (平成22年度市民意識調査)	30.9% (平成27年度市民意識調査)	50%	人権同和課
		男女共同参画に関する研修について、管理職を中心に充実を図ります	研修会企画、検討	研修会企画、検討	42人/年 48.7%	管理職向け研修 5人/年 一般職員向け研修 出席率70%	総務課
	2-(2) 幼稚園・保育所・学校での教育の推進	学校教育の場における男女平等の意識度	58.5% (平成22年度市民意識調査)	58.5% (平成22年度市民意識調査)	64.1% (平成27年度市民意識調査)	80%	学校教育課 人権同和課
	3-(6) 国際社会の動向を踏まえた参画意識向上	国際交流フェスティバル参加者数	フェスティバル:2,500人 サロン:延べ328人	フェスティバル:2,800人 サロン:延べ228人	フェスティバル:2,800人 サロン:延べ296人	3,500人	観光交流推進課
	4-(7) 各種審議会・委員会等への女性の登用の推進	審議会等における女性委員の登用率	20.5%	22.6%	22.5%	25%	人権同和課
		女性消防団員の加入促進	28人	31人	38人	50人	危機管理課
4-(8) 慣習やしきたりの見直しと地域活動への共同参画の推進	平成24年度に設置する「佐久市市民活動サポートセンター」への活動団体登録数	122団体	138団体	163団体	300団体	広報情報課	
第2節 安心して働ける環境づくり、 男女が共に健やかに暮らし、	5-(9) 働き方の見直しとライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実	子育てサロンの参加者数 つどいの広場参加者数	8,857人 14,206人	8,261人 13,645人	8,029人 16,986人	8,300人 15,800人	子育て支援課
	5-(10) 企業等と連携した労働環境の改善促進	「ワーク・ライフ・バランス」の用語の周知度(知っている)	19.1% (平成22年度市民意識調査)	19.1% (平成22年度市民意識調査)	24.5% (平成27年度市民意識調査)	30%	人権同和課 商工振興課
	7-(15) 女性の健康支援の増進	初産妊婦の「パパママ教室」への参加率	42%	86.4%	90.8%	50%	健康づくり推進課
	8-(16) 高齢者や障がい者の社会参画の促進	障がい者に対する就業・生活支援事業による就職件数	9件	29件	25件	15件→23件に変更	福祉課
	8-(17) 介護予防・自立支援の推進	生きがいを持って活動的に、安心して生活ができるための介護予防事業参加率	24.3%	20.1%	35.8%	40%	高齢者福祉課
第3節 人権の尊重と暴力のない社会 づくり	9-(18) 男女共同参画の視点による人権意識の高揚と人権教育の推進	人権教育・啓発事業などの参加者数	10,577人/年 (ほか人権花運動1,330人)	9,938人/年 (ほか人権花運動633人)	11,078人/年 (ほか人権花運動 人)	8,500人/年	人権同和課
		市不登校等対策連絡協議会の女性委員数	7人/10人中	7人/10人中	7人/10人中	5人/10人中	学校教育課
	10-(19) 暴力をなくすための環境づくり	DVなどの身近な暴力は、どんな場合でも人権侵害だと思ふ市民の割合	90.2% (平成25年度男女共同参画講演会アンケート調査結果)	82.2% (平成26年度男女共同参画講演会アンケート調査結果)	89% (平成27年度市民フォーラムアンケート調査結果)	100%	人権同和課 福祉課
DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合		62.3% (平成25年度男女共同参画講演会アンケート調査結果)	66.3% (平成26年度男女共同参画講演会アンケート調査結果)	72% (平成27年度市民フォーラムアンケート調査結果)	80%	人権同和課 福祉課	
児童虐待の予防・早期発見のための啓発活動		4回	4回	4回	4回	子育て支援課	

佐久市型情報公開（市民意見公募）

「第3次佐久市男女共同参画プラン」策定
骨子（案）

佐 久 市

I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

佐久市は、平成18年度に策定した「佐久市男女共同参画プラン」から、第2次男女共同参画プランまで引き続き、男女共同参画社会の実現に向け各種施策を推進してきました。

平成26年4月には、佐久市男女共同参画推進条例を制定し、基本理念と、市・市民・事業者の役割を定め、協働して事業の推進に努めてきました。

その結果、男女共同参画の意識は、学校教育の場での子どもたちから広まりつつあり、「家庭」においては7割が家事・介護・子育ては男女が協力して行うのがいいとするように、男女共同参画の意識は少しずつ変わってきています。しかし「社会」における優先度は、男性の3割が、家庭生活よりも仕事を優先する一方で、30歳代の女性の4割は、仕事よりも家庭生活を優先している現実があります。男性を中心とする雇用慣行の維持が、女性の意思に沿った仕事と家庭生活の両立を困難にする原因になっています。

少子・高齢化の進行とともに、生産年齢人口の減少するなか、単身世帯及び未婚者の増加による、社会での将来への不安を軽減し、仕事と生活の調和を図るためには、女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっています。そのためには、男女の意識改革を促し、ともに協力して家庭や地域社会での役割を果たすことが必要です。

また、すべての男女が生涯を通じて健康で安心して暮らせる社会づくりが必要です。

この計画は、こうした社会環境の変化や課題を踏まえ、男女共同参画をより効果的に推進するための指針とするものです。

2 計画の基本理念

「佐久市男女共同参画推進条例」(平成26年条例第3号)第3条には、男女共同参画社会づくりのために、市・市民・事業者が共有すべき基本的な考え方として次の6項目が明記されており、本計画においても基本理念に位置付けるものとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 政策等の立案及び決定の共同参画
- (3) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (4) 社会における制度または慣行についての配慮
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

(6) 国際社会の動向を踏まえた取り組み

3 計画の性格

(1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ「佐久市男女共同参画推進条例」第11条に基づいて、本市が策定する男女共同参画社会づくりの推進に関する基本的な計画です。

(2) 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第1項の規定に基づいて、本市が策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する計画です。

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する事項については、「3今後の施策の方向」の「基本的方向」中の該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。

(3) 本計画は、「佐久市男女共同参画推進条例」の趣旨にのっとり、市が直接行う取組はもとより、市民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に取り組むとともに、家庭・地域・団体・企業等社会全体で取り組んでいくためのものです。

(4) 本計画は、「第2次佐久市男女共同参画プラン」に引き続く計画であり、新たな視点を加えるなどの見直しを行い、総合的で実効性の高い計画とするものです。

(5) 本計画は、「第二次佐久市総合計画」に定めた、男女の人権尊重を基盤とした男女共同参画社会の実現を進めるためのものです。

(6) 本計画は「佐久市配偶者からの暴力の防止基本計画」に関する計画です。

4 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間を対象とします。

なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合や、推進状況により、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の重点目標

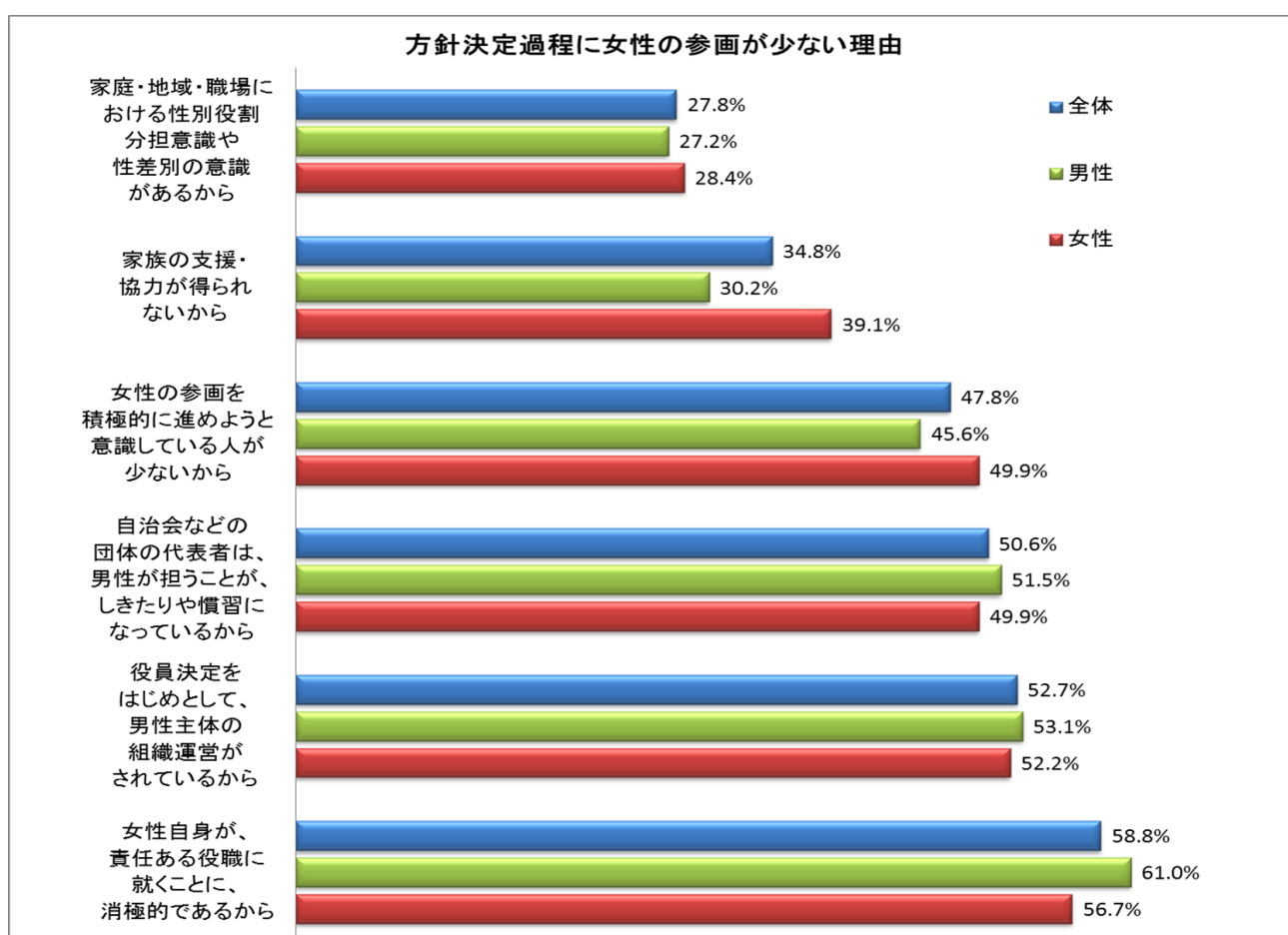
- (1) 男女共同参画の視点に立った意識の啓発
- (2) 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- (3) 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

Ⅱ 佐久市における現状と課題

(1) 女性の参画について

○ 政策・方針決定の過程に占める女性の割合

地域においては、多くの女性はその活動を支え大きな役割を担っているにもかかわらず、自治会長やPTA会長などの役職への女性の参画は少ない状況です。平成27年11月に実施した市民意識調査によると、その理由として最も多かったのは「女性自身が、責任ある役職（団体の長・代表など）に就くことに、消極的であるから」の58.8%で、「役員決定をはじめとして、男性主体の組織運営がされているから」が52.7%、「自治会などの団体の代表者は、男性が担うことが、しきたりや慣習になっているから」が50.6%で続き、この3項目で半数を超えています。



また、性別・年代別に見ると、女性では「家族の支援・協力が得られないから」が39.1%と高く、40歳代の女性では46.4%に上っています。県の調査でも市の調査と同じ順位ですが、「家族の支援・協力が得られないから」は25.7%で、県より9.1ポイント高くなっています。

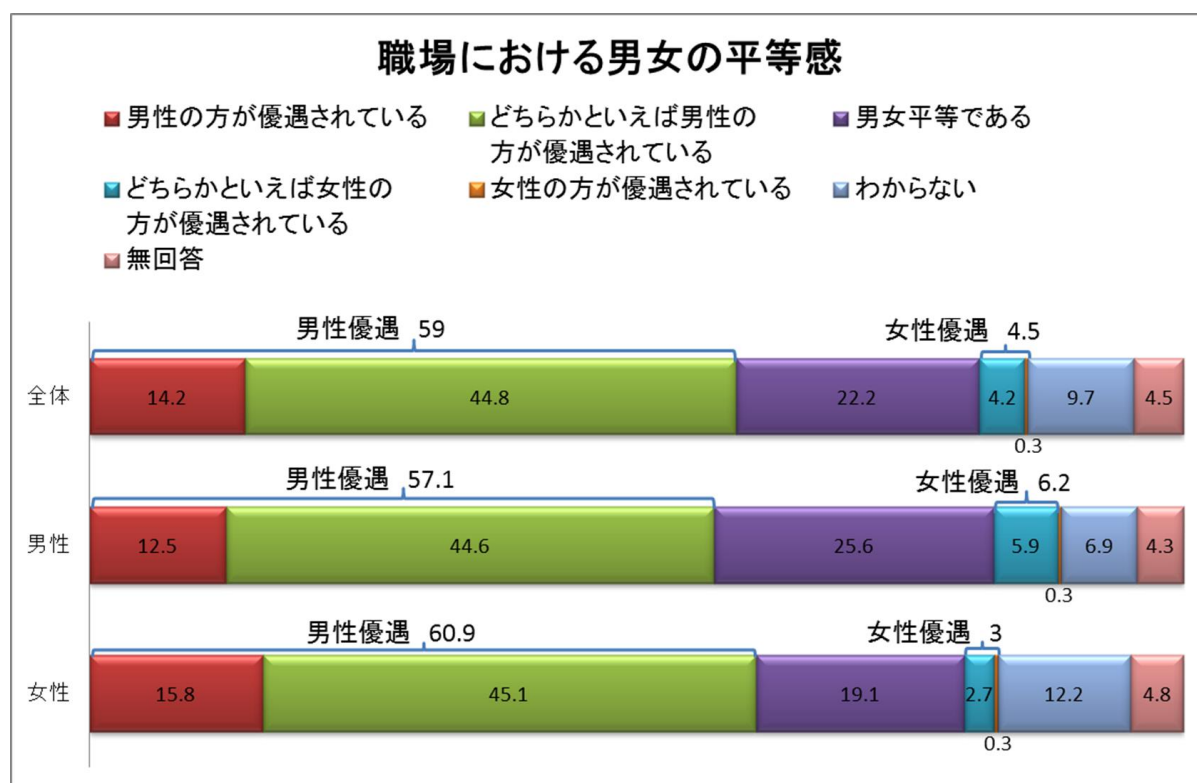
多様な人材の能力を活かし、様々な視点や新たな発想を取り入れ、活力ある経済社会を構築するためにも、あらゆる分野で方針決定の場への女性の参画を進めていくことが重要です。そのためには、女性自身の意識や男性主体の組織運営を変えていくことが必要です。

また、地域においては、様々な分野へのチャレンジする女性に対する支援強化と、その先駆的活動の普及と、優れた活動の地域定着を図ることが求められています。

(2) 男女の平等感について

○ 雇用の場における平等感

世の中において男女は平等になっているかの問いについて、「社会通念・慣習・しきたり」においては、前述のとおり「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」との回答割合が高く、合わせて72.4%が男性優遇と回答しています。



職場における男女の平等感への問いについては、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせ59.0%が、男性の方が優遇されていると回答しました。

また、性別・年代別に見ると、女性の30歳代の26.0%が、また18歳～20歳代の23.5%と40歳代の23.2%が「男性の方が優遇されている」と考えています。男性の30歳代の17.1%は、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」が高めの回答になっています。

雇用の場においては、女性が働き続けられるためにも、女性も男性も能力を十分に発揮できる機会及び待遇が確保されることが重要です。

(3) ワーク・ライフ・バランスについて

○ 「理想とする生活の優先度」その理想と現実

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度で、理想とする生活に最も近いものを挙げてもらったところ、最も多かったのは『「仕事」と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先』の37.0%でした。次いで『「仕事」と『家庭生活』をともに優先』を31.7%が挙げました。性別・年代別では、女性の30歳代で『「家庭生活』優先』が18.0%と高めの回答になっています。

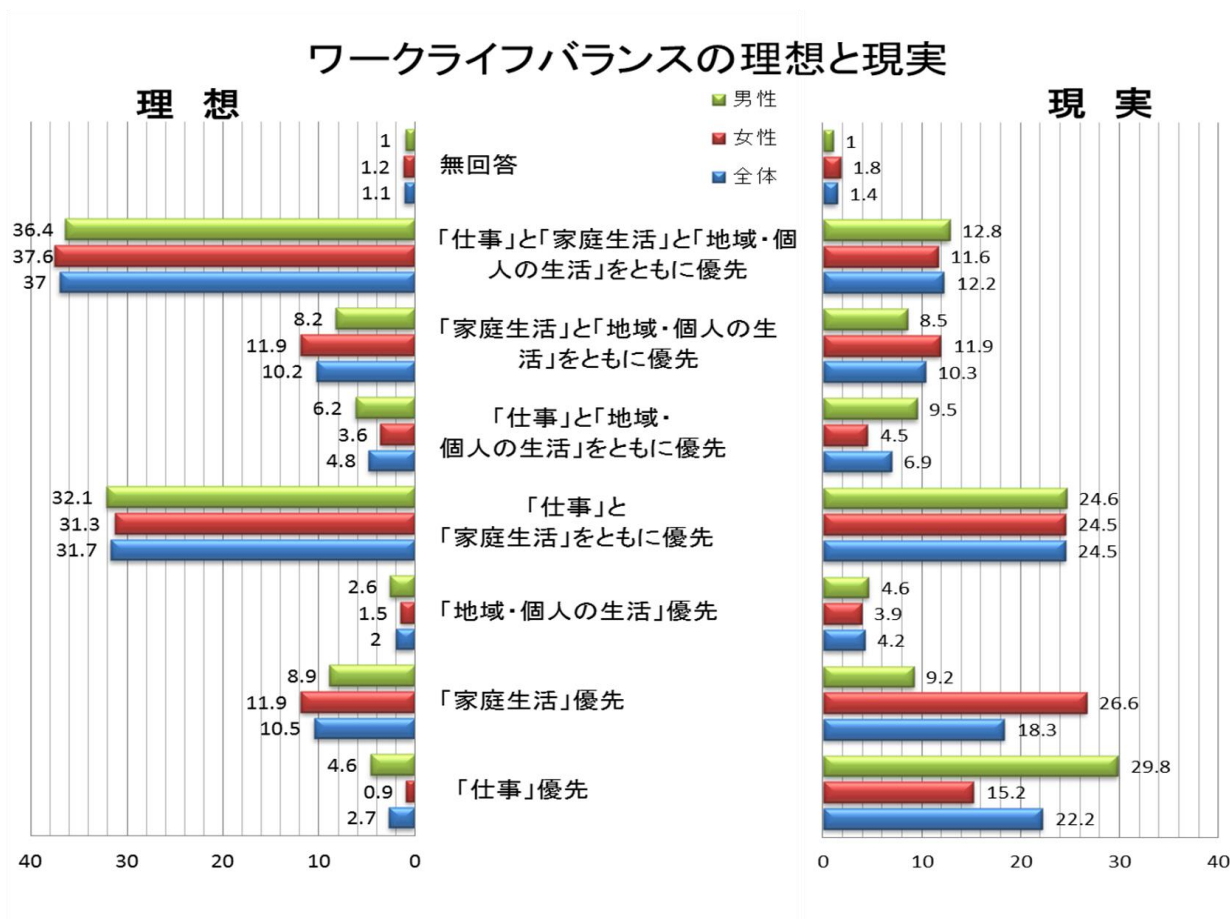
現実の生活に近いものでは、最多は『「仕事」と『家庭生活』をともに優先』の24.5%で、2番目は『「仕事』優先』の22.2%でした。

理想の生活としては最多の割合の『「仕事」と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先』は、現実の生活では12.2%にとどまり、『地域・個人の生活』を優先することは困難な状態であることが伺えます。

現実の生活のうち性別・年代別では、女性の30歳代で『「家庭生活』優先』が40.0%と高く、男性の30歳代で48.6%と40歳代で46.2%の、およそ二人に一人は『「仕事』優先』という結果となっています。

男性中心型の長時間労働を前提とした働き方を見直し、家事・子育て・介護への男性の参加が促進されるよう、男性や企業の意識改革と、環境の整備が必要です。

少子高齢化社会を迎え、男性にとっても介護が身近な問題となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現は喫緊の課題となっています。



3 今後の施策の方向

第1節 男女共同参画の意識づくり

男女がともに性別によって制約されることなく、社会のあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる多様な選択の機会が確保できる社会を実現するために、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識づくりの啓発をします。

地域においても、従来の慣習・慣行にとらわれることなく多様なライフスタイルを選択できるような意識づくりと、女性のチャレンジ支援などに取り組みます。

子供の頃から男女共同参画の視点に立った総合的な教育の充実を図ります。

数値目標

〇〇〇〇〇〇数：5年間で〇〇

〇〇〇〇〇〇数：5年間で〇〇

基本的方向

(1) 男女共同参画の視点に立った意識の啓発

- 条例施行の周知とともに、家庭・地域・職場における男女共同参画の視点に立ったメリットの広報、また、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識づくりの啓発を行います。
- 日本は国際的にみると、国の開発レベルに比べ男女平等は進んでいないため、国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成を推進します。
- 女性のチャレンジ支援、多様な生き方支援、女性に対する暴力を容認しない社会など、男女共同参画社会づくりの意識の普及と啓発を図るため、講演会の開催や資料の作成配布を行います。
- 男女共同参画社会における市民意識調査を実施、分析し、施策の現状と課題から対策に活かします。

(2) 地域・社会活動における男女共同参画の意識づくり

- 従来の慣習・慣行にとらわれることなく、男女がともに能力が発揮できる多様なライフスタイルを選択できるよう、意識づくりに取り組みます。
- 市民との協働による、市民参加型の意識啓発活動を支援します。

(3) 教育・保育の場における意識づくりの充実

- 子どもの頃から男女共同参画の視点に立ちライフプランニングを踏まえた総合的な教育の充実を図ります。【女性活躍推進】
- 教職員や保育士等を対象にした、男女共同参画の視点に立った研修を推進します。

第2節 女性が活躍できる環境づくり

地域社会においても、様々な分野において方針決定の過程から女性の視点による意見を反映させることは、多様な価値観や発想を取り入れることにつながります。

地域における女性リーダーを育成します。また、女性の参画が少ない分野等へチャレンジしようとする女性を、市民や女性団体等との協働により支援します。

雇用の場においても、女性が働き続け、持てる能力を十分に発揮して活躍するために、女性の均等な機会・待遇の確保をするとともに、就業継続や職域拡大を図り、男女が共に働きやすい環境の整備を進めます。

仕事と生活の調和の実現のため、男性を中心とする雇用慣行の維持を見直すための意識の啓発と、男性の家事・子育て・介護への参画を推進します。

仕事と生活の両立から、仕事以外の活動が増え、地域社会の活性化に役立つことが期待されることから、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業のポジティブ・アクション(注1)の取組みを支援します。

自営業においては、生産と、家事・子育て・介護等の生活の両面において、女性に過重な負担がかかることのないよう、男女がともに協力し、家庭や地域社会での役割を果たせる社会の実現を促進します。

【用語解説】(注1) ポジティブ・アクション：積極的改善措置をいいます。

数値目標

〇〇〇〇〇〇数：5年間で〇〇

〇〇〇〇〇〇数：5年間で〇〇

基本的方向

(1) 地域・社会活動における女性の参画の促進

【女性活躍推進】

- 男性の家庭における家事・子育て・介護への参画を推進します。
- 区や公民館等での方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 各種審議会・委員会などへの女性の登用を推進し、方針決定過程に女性の視点による意見を反映させ女性の活躍を推進します。
- 女性リーダー養成研修を開催し、地域社会で活躍できる女性リーダーを育成します。
- 女性団体の自発的学習等の活動を支援します。
- 男女共同参画定着へ向けた各種団体等の活動を支援します。
- 現在活躍中の女性や、今後活躍が期待される女性を、市民や女性団体等との

協働により支援します。

(2) 男女が共に働きやすい環境の整備の推進

【女性活躍推進】

- 農業、商工業等の自営業における、経営への女性の参画の促進と、環境整備を図ります。
- 建設業、林業、技術専門職等における、女性の参画の促進を図ります。
- 子育てや介護を理由に退職した女性の再就職を支援します。
- 非正規雇用労働者の雇用環境の改善等の取組みを支援します。
- 女性の職域拡大と管理職への登用を推進します。

(3) 男女の仕事と生活の調和

(ワーク・ライフ・バランス)

【女性活躍推進】

- 女性の職業生活における活躍を推進するため、男性を中心とした雇用慣行の維持の見直しと、男性の家事・子育て・介護への参画を推進します。
- 「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など関係法制度の普及・促進を図ります。
- 多様な勤務制度の導入や、柔軟な働き方の推進など、企業に向けた働き方改革の促進と、男性の男女共同参画に関する理解を進め、意識を醸成します。
- 多様なライフスタイルの実現に向け、所定外労働時間短縮や多様な就労形態の普及の支援に努め、働きやすい環境を整えます。
- 女性の活躍に積極的な企業を表彰するとともに、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等の好事例の公表等により、企業のポジティブ・アクションの取組みを支援します。
- 女性活躍推進法に基づく「事業主行動計画」に基づいた女性の活躍を推進します。
- 地域団体やシニア世代グループ等とのマッチングにより、相互の活動の活性化を図り、女性の支援体制の充実を促進します。

第3節 人権の尊重と安心・安全な社会づくり

生涯を通じた男女の健康の支援を行います。

ひとり親家庭の親子等、貧困など困難な状況におかれている女性等が安心して暮らせる環境の整備、また、子どもの居場所づくりや、親の就業の支援による経済的自立を促進します。

その担い手として女性や、豊かな人生経験を持つ高齢者を地域の支え手とし、多世代との交流を通じた地域づくりを進めます。

障がい者、性的指向や性同一性障がい者、外国籍の市民等が安心して暮らせる環

境の整備を図ります。

地域・防災分野における男女共同参画を推進します。

あらゆる男女間の暴力の根絶を目指した意識啓発、相談支援体制の充実と、相談窓口の周知を図ります。

数値目標

〇〇〇〇〇〇数：5年間で〇〇

〇〇〇〇〇〇数：5年間で〇〇

基本的方向

(1) 生涯を通じた男女の健康支援

- 男女の健康長寿に向け、健康支援を充実し、健康増進の取組みを展開します。
- 女性の性と生殖に関する健康と権利の視点による意識づくりをします。
- 女性特有の健康支援と相談機能の充実を図ります。

(2) 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

- ひとり親家庭の親子等の、貧困など生活上の困難に直面する女性等を支援します。
- ひとり親家庭の親に対して、就業等に関する相談支援を行い、経済的自立を促進します。【女性活躍推進】
- 高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりを支援します。
- 障がい者、性的指向や性同一性障がい者、外国籍の市民等が安心して暮らせる環境の整備を図ります。
- 介護予防・自立支援の推進をします。
- 地域・防災分野における女性の視点を踏まえ、女性委員の登用を推進します。

(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 女性に対する性暴力、DV、ストーカー、各種ハラスメントなどあらゆる男女間の暴力の根絶を目指し、暴力を容認しない社会を実現するための意識啓発を行います。
- 地域・学校において性被害防止の意識づくりを図ります。
- 個人の人権を尊重し、性別による差別意識の解消を図ります。

(4) 相談機能の充実

- DV被害など相談窓口を設け、自立に向けた支援体制の充実を図ります。
- 女性（男性）のための、DV被害などの相談窓口の周知を図ります。